

事務局からの報告

資料7 「地域生活支援拠点」について

令和2年度中に整備を完了して、令和3年4月1日より拠点の5つの柱となる機能について順次運用を開始します（「体験をできる場」については6月からの運用開始を予定しています）。

資料8 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」について

他市の取組み等も参考にしつつ、春日井市においては協議の場を地域自立支援協議会に置くこととしました。

今後は県や圏域の会議の状況を注視しつつ、保健所と連携を図り、協議を進めていきます。